

令和6年第6回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年6月24日（月）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和6年6月24日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第33号 非農地証明申請について
日程第 6 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第35号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

武部 弘典 係長

中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間18分

います。譲受人、譲渡人の双方とも●●に居住しておりますが、譲受人は実家に居住することになりまして、隣接しております畑をですね、自給用として利用するものです。現在も畑として利用、耕作しておられますので、引き続いての利用によりまして、周辺農地等には何の影響もないことを確認いたしております。

次に47号です。別図の30-47をご覧ください。申請地ですね、右上より左下にあるのが●●●●●●●●でございます。右上のきれた所にあるのがですね、●●●●の●●●●があります。申請人の譲渡人は相続により申請地を含め家も取得しました。下の図ですね、●●●●●●●●というのがですね、家でございます。そのすぐ上にあるのが●●●●●●●●ですね。申請地を含めて相続により取得しましたが、●●●●●●●●に居住していることから耕作、管理が困難なことによる今回の所有権移転の申請に至っております。申請地に囲まれたところの●●●●●●●●はですね、相続しました家です。今回ここに居住予定の譲受人に、家および農地を譲り渡す所有権移転の申請でございます。現在は全て耕作されております。今後も農地として利用されるため、周辺に及ぼす影響、支障等はない事を確認いたしております。以上で45、46、47号の報告を終わります。尚詳細については別添の調査書をご覧くださいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号48号につきまして、黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号48について報告いたします。図面番号30-48をご覧ください。6月10日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認いたしました。申請地は●●●●●●●●の●●●●●●●●から約500m離れた場所と、●●●●の●●●●●●●●から100m付近にある農地なんです。八千代町●●●●の●●●●●●●●8か所は、現在は休耕地となっております。ところどころに柿の木が植えてある状態で、今後はそこに野菜の栽培を予定されていますので、大変な所だろうと思います。●●●●●●●●の畑の方については、現在作付けされており、現地の人の話しによれば週に4回ぐらい来て、栽培されているようです。今の状態では別に問題ないと思うのですが。詳しくは調査書をご覧ください。以上をもって48号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号49号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

いと。困難という事でございまして、●●氏の出身地は●●●●●●でございまして、近隣の●●●●●●氏がこれを受け継いで引き続きの耕作、管理をしていくという申し出によります所有権移転の案件でございます。●●氏は耕作地が既に16,423㎡ということございまして、自作地を含めて耕作をされておりましたので、今後経営規模拡大ということで、経営の譲渡をされるということございまして。この6筆の中には耕作をされてないものもございまして。保全管理状態のものもございまして、水稻が植えてある圃場もございまして。今後管理が引き続きされていくというものでございまして。場所でございますが、別添地図の30-51をご覧ください。ただきたいと思っております。少し上の図面、地図の方は少し分かりにくいと思いますが、場所が3か所に分かれておまして、左側の方が申請地の●●●●●●から●●●●●●までの3筆でございます。これは●●●●●●という集落でございます。●●●●●●から約5kmあまり●●の方へ上がった所でございまして、山中に近い所でございまして。この●●●●●●のすぐ近くには●●●●●●という●●がございまして、これは●●●●●●でございまして。またその右側の方には黒塗りがございまして。これは堤でございまして。さらにそれを少し行きますと、●●●●●●、●●●●●●、それから●●●●●●という申請地がございまして、これも同集落でございます。●●氏の自宅は図面上の方に、右側上の方に●●氏の自宅がございまして。そういうことで特段なる問題は発生を今後しないという事で、許可妥当という判断をいたしました。詳細につきましては、調査書をご覧ください。以上で報告を終わります。

○田中会長

次に52号から54号まで、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号52、53、54号について報告します。6月11日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。同一譲受人ですので52、53号を一緒に報告します。図面番号30-52、53をご覧ください。場所は甲田の●●●●●●のある●●●●●●から●●●●●●へ1kmほど進んで、右手の川の方へ200m入った辺りになります。譲受人の●●●●●●さんは●●●●●●在住ですけれども、申請地のすぐ隣りに●●●●●●という会社がありまして、そちらで役員をされておられます。申請地を従業員さんの家庭菜園や果樹園として利用して、福利厚生のために申請地を取得されます。52号の譲渡人の●●●●●●さんは高齢のため耕作が困難で、53号の譲渡人の●●●●●●さんは●●●●●●在住で少し遠いため、申請地を管理することが難しく、今回の申請に至りました。申請地は現在はカヤが生い茂っている状態で、譲受人が農地として利用することは荒廃農地の解消になり、周囲の営農にも良い事ですので、今回の申請は許可妥当だと見てまいりました。

次に54号です。図面番号30-54をご覧ください。甲田の●●●●●●より●●●●●●へ

うでございます。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請の通り賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

日程第3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をおこないます。はじめに受付番号21号を除く案件について審議を行います。したがって21号につきましては後にします。はじめに受付番号17から18号の2件につきまして、8番 黒瀬委員さんお願いいたします。

○黒瀬委員

8番 黒瀬です。受付番号17について報告いたします。図面番号31-17をご覧ください。6月10日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認いたしました。申請地は●●●●●●●●●●の途中にあり、八千代町●●●●●●●●●●から500mぐらい離れたところにあります。2年前に雪で●●●●●●●●●●が崩壊し、その場所を車の駐車場にするために埋め土をしていたところが田んぼであることが分かりました。全体の一部なんです、申請地には以前から建物が建っていたんですね。その申告もされていなかった、この度、始末書を添付して申請にあたりました。周辺への影響はないと思いますので、以上で説明を終わります。

続いて受付番号18号について報告いたします。図面番号31-18をご覧ください。6月10日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認しました。申請地は先ほどあった3条の報告をした場所なんです、その場所にか所農業用倉庫が建てられていることが分かり、始末書を添付して申請にあたりました。周辺に対しては影響ないと思いますので仕方ないと思います。詳しくは調査書をご覧ください。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、受付番号19から20号につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時35分 休憩

午後2時35分 再開

○水重会長職務代理

休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第5 議案第33号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局より要点の説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○水重会長職務代理

続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号6号について、10番 田中委員お願いします。

○田中委員

10番 田中でございます。受付番号6号につきまして報告を申し上げます。

去る6月の12日でございます。農業委員、推進委員、事務局で現地の調査を実施いたしました。この案件は●●●●●氏。この方は●●●●●の在住でございます、こちらには在住はしておりません。遠方の在住のために、これまでの田及び畑、管理がもうすでにできないという事から、平成7年、あるいは昭和45年ごろからの改廃というように記してありますが、実際現地の方は田でございますが、3,653㎡。これはすでに山林化をしております、雑木が相当量に立っていると。また畑につきましても同様でございます。したがって、この案件につきましてはやむを得ず許可せざると得ないというふうに調査を実施してまいりました。

場所につきましては別添の33-6をご覧くださいますが、少しわかりにくくございます。上の方でございますが、ちょうど中ほどの方へ右側に入る三差路と降りる三差路、その間に堤がございます。先ほど申し上げましたが、このすぐ隣に●●●がございまして、ということで、私が小さいころにはここを●●●●●というふうに記憶しております。申請地の●●●●●は、ちょうど山林の中へありまして、行くのが困難というような状況でございます。それから申請地の●●●●●、これもすでに林地化をして、●●●●●から見る以外に行く道がないというような状況でございます、やむを得ないものというふうに判断をいたしました。以上で調



○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第6 議案第34号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明が終わりました。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いをいたします。質疑、意見がないようでございますので採決に入ります。

議案第34号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第34号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとして、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。次に参ります。

日程第7 議案第35号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由の要点説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの要点説明が終わりした。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いをいたします。質疑及び意見がないようでございますので採決に入りたいと思います。

議案第35号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問について、原案通り賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第35号 農用地利用集積等促進計画原案の諮問につきましては、原案通り決定することとし、意義のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和6  
年第6回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。大変皆様おつかれでございました。  
ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 閉会